

基本的考え方

自動車は、高齢者や障害のある人等が外出するための重要な交通手段である。駐車場は出入口に近く初めて訪れる人にもわかりやすい位置に設置する。また、安全に乗降できるスペースを確保するとともに、建築物の入口までは屋根やひさしを設ける。

整備基準

駐車場

解説図

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子利用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件(令和6年国土交通省告示第1072号)に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

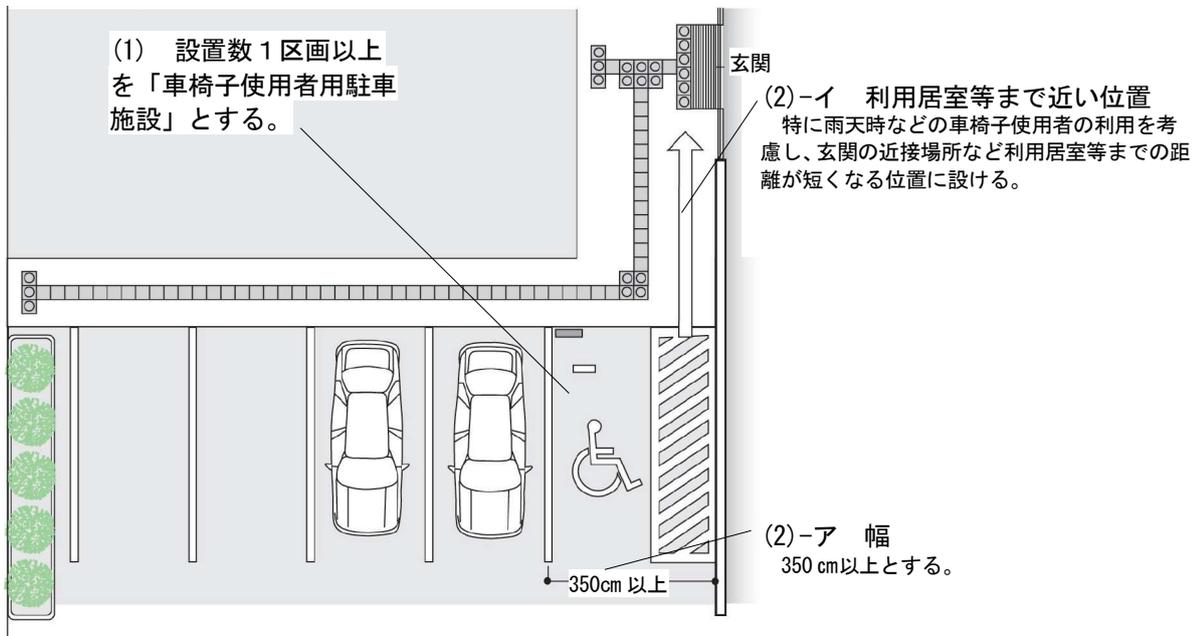
イ 8の項(1)ウに定める経路[※]の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

図 5-1
駐車場

※8の項(1)ウに定める経路とは、「バリアフリー経路」(2-4頁)で定める車椅子利用者駐車施設から利用居室等までの経路である。

整備基準の解説

■ 図 5-1 駐車場





車椅子利用者用駐車施設の標識(表示) 例
移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、駐車施設があることを表示する標識を設けること。
車椅子利用者用駐車施設の標識(表示)については、2-66 頁参照

動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の乗降動作を表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性格、設計箇所別の配慮事項を示している。

●立位移乗による車椅子使用者の乗降動作

- ・車椅子から立位で送迎車の助手席に移乗する。介助者が車椅子をたたんで送迎車の後部に載せる。



●座位移乗による車椅子使用者の乗降動作

- ・座位で運転席に移乗し、車椅子を持ち上げ、後部座席に載せる。



●介助移乗による介助用車椅子や電動車椅子使用者の乗降動作

- ・介助者が送迎車のスロープを使い、介助用車椅子や電動車椅子を送迎車に乗せて固定する。



設計上の配慮事項（動作特性格）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格の「設計上の配慮事項」を示している。

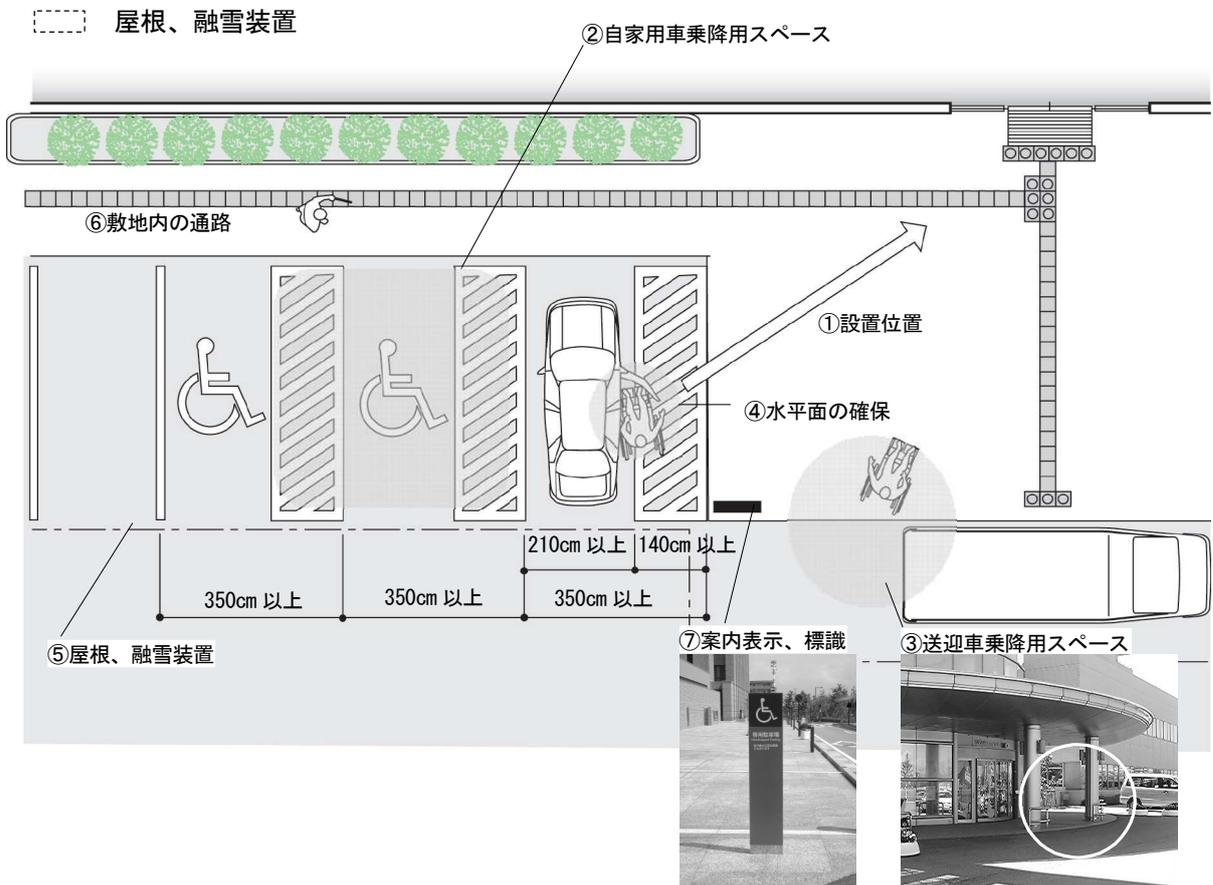
	設計 図内 の 番号	肢体不自由 		
		立位移乗	座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
設置数	—	<ul style="list-style-type: none"> ・次の式により得た数以上の車椅子使用者用駐車施設を設置することが望ましい。 ・全駐車台数 $A \leq 200$ の場合：$A \times 1/50$ ・全駐車台数 $A > 200$ の場合：$A \times 1/100 + 2$ 		
設置位置	①	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用駐車施設の設置位置は、建築物側とする。また、車路を横断しないなどの安全確保について工夫することが望ましい。 ・屋内駐車場の場合は、昇降機の昇降ロビーの入口付近に設けることが望ましい。 		
自家用車乗降用スペース	②	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者の乗降用スペースは左右両方に設けることがより望ましい。複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。また、送迎車の利用も想定し、後方にスペースを設けることが望ましい。 		
送迎車乗降用スペース	③	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト付バスや車椅子使用者送迎車の利用も想定し、車寄せから通路に段を設けない、ひさしを大きくとるなどの配慮を行うことが望ましい。また、後方に乗降用スペースを設けることが望ましい。 		
水平面の確保	④	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者駐車場は水平にする。 		
屋根、融雪装置	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者は、車の乗降に時間がかかるため、雨等に濡れないように屋根を設ける。 ・冬の積雪に配慮し、融雪装置を設置することが望ましい。 ・ロードヒーティング等の無散水式のもの望ましいが、やむを得ず散水式とする場合には、移乗する際に足下に水がかからないよう配慮する。 		
敷地内の通路	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降用スペースから通路へ車椅子で円滑に移動できる構造とする。 ・歩行者の安全を確保するため可能な限り確保する。 ・大規模施設の場合、出入口までの通路に屋根を設けることが望ましい。 		
案内表示、標識	⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降用スペース表面は、斜線で塗装表示することが望ましい。 ・駐車場入口には、車椅子使用者用駐車施設に至る経路の誘導案内標識を設置する。 ・大規模駐車場や地下駐車場の場合は、車椅子使用者用駐車施設、便所、避難誘導ルート、非常口等を明記した案内標識を設置する。 		
発券機等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式駐車場に設置する発券機や精算機は、手の不自由な人も利用できるよう配慮することが望ましい。 		

	設計 図内 の 番号	視覚障害 		聴覚障害 	
		見えにくい（弱視/色盲）		聞こえにくい	
		見えない（全盲）		聞こえない	
敷地内の通路	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・通行時に通路から駐車場へ進入するのを防ぐため、通路と駐車場は、色相、明度、仕上げや2cm程度の段等で認知しやすい工夫を行う。 			
案内表示、標識	⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物や施設の情報案内とともに、駐車場の案内表示はわかりやすさに配慮する。 			

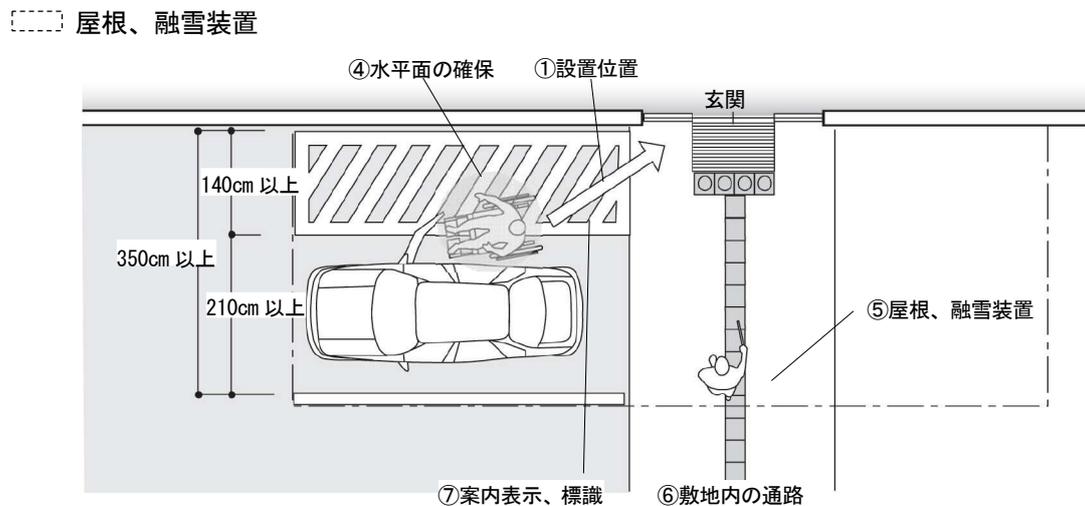
設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 駐車場の例（大規模なもの）



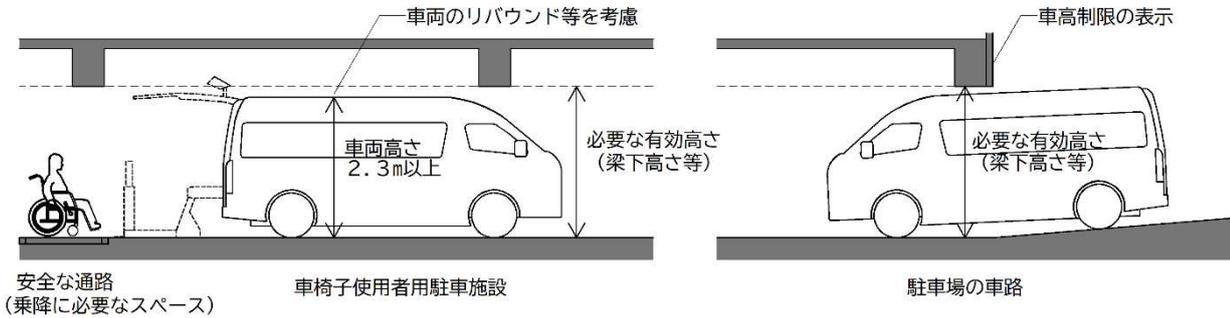
■ 駐車場の例（小規模なもの）



■ 車椅子使用者用駐車場設置数

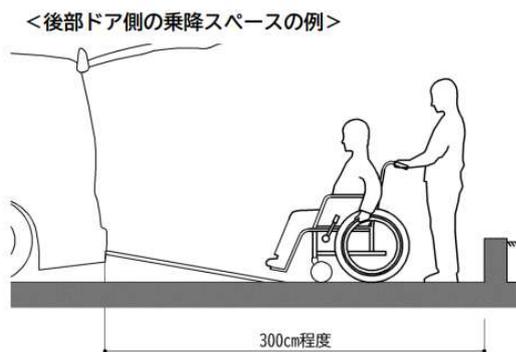
5-30 頁参照

■ 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さ



・車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペースを屋内に設ける、又は屋外の駐車場施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。（改修等で対応が困難な場合を除く）

■ 狭小敷地等でやむを得ない場合の車椅子使用者用駐車施設の乗降スペース



・狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等でやむを得ない場合には、関係機関と協議の上、車椅子使用者用 駐車施設の乗降スペースを、人の出入りが少ない建築物の出入口（通用口等）に通ずる敷地内の通路（避難経路以外の通路）と兼用することが考えられる。

・この場合、通常の手椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。

整備事例

● 屋根、ひさし



・車椅子使用者用駐車スペースが施設正面入口のすぐ近くにあり、屋根があるため、建築物までスムーズにアプローチできる。

・植栽マスの中に案内板があり、通行を妨げない。
（石川県庁・金沢市）

● 建築物と一体化



・施設と車椅子使用者用駐車施設が、建築物と一体的に作られており、ドライブスルーができる構造である。
（道の駅富来街道・志賀町）

●大規模な駐車施設



・車椅子使用者用駐車場から、外来出入口への通路をひさしが覆っている。（やわたメディカルセンター・小松市）

●昇降機近くの車椅子使用者用駐車スペース



・昇降機付近に車椅子使用者用駐車施設を設置している。（ビッグアイ・大阪府堺市）

管理、人的対応の留意事項

- ・大規模な建築物の場合は、出入口等への案内や車の乗降等を介助できる従業員が配置されていることが望ましい。
- ・車椅子使用者以外の利用者が、車椅子使用者駐車場施設を利用しないよう、できるだけマナーの向上に努める。
- ・車椅子使用者の送迎車は、乗降のため一時的に玄関前に停車し、その後一般駐車場に駐車を促すことが望ましい。

車椅子使用者用駐車場施設の適正利用のための工夫

・車椅子使用者用駐車施設等について、本来であれば必要がない者が駐車すること等により、真に必要な者が利用できない等の課題が指摘されている。

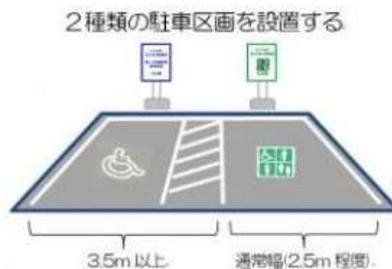
●いしかわ支えあい駐車場

・日常的に多くの方が利用される施設の障害者用等用駐車場（≒車椅子使用者用駐車施設）の適正利用を図るため、石川県では、いしかわ支えあい駐車場制度を平成27年11月2日から開始しました。

●制度の概要

いしかわ支えあい駐車場制度とは、障害者や高齢者等で歩行が困難な方に対し、県内共通の利用証を交付する制度です。

この制度の導入により、障害者用等用駐車場を利用できる方を明確にすることで、障害者用等用駐車場を必要とする方が駐車場を利用しやすくなることを目指しています。



お問い合わせ 石川県健康福祉部 障害保健福祉課

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/sasaeai/seidogaiyou.html>

